

【案件名】たじっこクラブの次期委託の方針及び利用負担金等の改定について

たじっこクラブ利用者のサービス向上に資するため、令和5年度からの次期事業委託における委託期間及び利用負担金等の見直しについて、皆様からの意見を募集します。

1 概要

- (1) 事業委託期間を現行の3年間から5年間へと変更
- (2) 18時までの利用区分を新設
- (3) 学校休業日（土曜日や夏休み等）の利用開始時間を7時30分に統一
- (4) 利用負担金は従来の方針に基づき市費と保護者負担が折半となる金額に設定

2 現状

- (1) 受託者の選定について

①委託期間：3年間

②選定方法：プロポーザル方式

- (2) 利用負担金について（2区分） 7:30 8:30 下校 17:00 19:00

【基本】 3,500 円/月	学校がある日				
	学校が休みの日				
【延長】 7,000 円/月	学校がある日				
	学校が休みの日				

※各区分について8月の負担金は倍額

※夏休みのみ利用の設定もあり（負担金は日割り計算）

- (3) 減免等について

①減免制度：あり（生活保護→全額減免、住民税非課税世帯→半額減免）

②兄弟割引及び応能負担制度：なし

3 令和5年度からの次期事業委託者の選定についての見直し

現行の3年間の事業委託が令和4年度で終了するため、令和5年度からの次期事業委託者の選定について以下のとおり見直します。

- (1) 事業委託期間を、令和5～9年度の5年間とする。
- (2) 選定方法は、現行と同様にプロポーザル方式で行います。

4 令和5年度からの利用区分及び利用負担金等についての見直し

たじっこクラブ利用負担金について、国の推奨例では保護者負担額が大きくなりすぎるため、本市では保護者負担を軽減するために、総事業費から国・県の補助分をまず差し引き、残った事業費について市と保護者で折半する金額で設定しています。令和5年度に次期事業委託者を更新するタイミングに合わせてサービスの向上を図るため、以下のとおり利用区分や利用負担金を見直します。

- (1) 現行の【基本】（17:00 まで利用）区分、【延長】（19:00 まで利用）区分に加え、「18:00 まで利用」区分を新設し、利用区分を3区分にします。
- (2) 学校が休みの日（土曜日や夏休み等）の利用開始時間は、どの区分であっても「7:30 から」に統一します。
- (3) 利用区分の新設及びサービスを向上する基本区分の利用負担金について見直しを行います。
- (4) 現行の延長区分の利用負担金については値上げせず据え置きます。
- (5) 減免制度を現行どおり設定します（生活保護→全額減免、住民税非課税世帯→半額減免）。
- (6) 兄弟割引及び応能負担制度は導入を見送ります（現行どおり）。

【利用区分の見直し（新設）】

＜学校がある日の場合＞ 7:30 8:30 下校 17:00 18:00 19:00

現 状 【2区分】	基 本					
	延 長					
2区分から3区分へ変更 						
見直し後 【3区分】	17時までの利用					
	18時までの利用					
	19時までの利用					

＜学校が休みの日の場合＞

（土曜日や夏休み等） 7:30 8:30 17:00 18:00 19:00

現 状 【2区分】	基 本					
	延 長					
2区分から3区分へ変更 開始時間を7:30に統一  						
見直し後 【3区分】	17時までの利用					
	18時までの利用					
	19時までの利用					

【利用負担金の見直し】

＜通年での利用の場合＞

	現 状 「基本」 8:30から利用可 「延長」 7:30から利用可	見 直 し 後 どの区分でも7:30から利用可
17時までの利用	「基本」 3,500円/月 (8月のみ 7,000円/月)	4,000円/月 (8月のみ 8,000円/月)
18時までの利用	設定なし	6,000円/月 (8月のみ 12,000円/月)
19時までの利用	「延長」 7,000円/月 (8月のみ 14,000円/月)	7,000円/月 (8月のみ 14,000円/月)

＜夏休みのみでの利用の場合＞

※夏休みが32 日間の場合	現 状 「基本」 8:30から利用可 「延長」 7:30から利用可	見 直 し 後 どの区分でも7:30から利用可
17時までの利用	「基本」 7,700円	8,800円
18時までの利用	設定なし	13,200円
19時までの利用	「延長」 15,400円	15,400円

参考【利用負担金の設定方針（従来どおり継続）】

